

(仮称)鳥居平・松尾工業団地造成事業に係る環境影響評価方法書
 審査会意見に対する事業者の見解

資料2-2

番号	項目	審査会(令和元年9月5日)での意見	意見に対する事業者見解
1	大気質	風配図からは湖南サンライズに影響が出るように思うが、そこに調査地点を設定しなかった理由は何か。	対象事業実施区域周辺地域の大気質の現況については鳥居平、安部居、白寿荘の調査で概ね把握できると考えます。事業の実施に伴う影響予測については短期的影響、長期的影響ともに現地での気象の調査結果を元に行いますが、既存資料の風配図から湖南サンライズに影響が出ることも考えられますので影響予測地点として湖南サンライズも選定することとします。
2	水象	利水への影響について、合理式は使えるのか。	合理式を低水流量の予測に使用することは適切ではありませんので、事業実施前後の対象事業実施区域内および周辺地域の土地利用別面積から低水時流量の変化の程度および利水への影響について予測することとします。
3	水質	現況の把握について、p26、27のところ、6月頃の数値が高くなる理由として水田耕作の影響と考えられるとされている。しかし、ここは濁水防止の取組が推進されている地域でもある。工事による影響を予測・評価するための調査であるので、この時期の代掻きによる濁水なのか、元々この河川には巻き上がりやすい底質が堆積しているのか、降雨により水田の畔から由来する土砂が流出しているものなのか、といったことを整理した上で調査を実施する必要があると考える。	ご指摘を踏まえ、梅雨および台風の降雨時に加えて、代掻き期、田植え期の無降雨時および降雨時についても水質調査を実施します。
4	水質	p108の水質の調査地点について、河川の付け替えに伴う影響を予測・評価するためには、事業地から流れ出す直下を調査地点に設定することが基本ではないか。下流に設定すると様々な要因、影響が加わってくる可能性がある。	降雨時に現地の状況を確認したところ、対象事業実施区域と野川の調査地点の間で大量の負荷の流入が認められましたので、対象事業実施区域直下に調査地点を追加することとしました。また対象事業実施区域の上流側で負荷の発生場所が確認されましたので対象事業実施区域の上流にも調査地点を追加し、対象事業実施区域からの影響を的確に把握できるよう考慮しました。
5	水質	出水時の水質調査について、梅雨または台風による降雨時に延べ20回程度の調査を行うとされているが、1降雨イベントで20回の調査よりは、2降雨以上のイベントに分けて調査したほうが、より実態を把握できると思われる。	ご指摘のとおり、各地点4回～5回の調査を梅雨または台風による複数の降雨時に実施します。合わせて代掻き期、田植え期の無降雨時および降雨時にも水質調査を実施します。
6	土壌	土壌について溶出量試験だけとなっているが、含有量基準が設定されている項目もあるので、含有量についても調査を検討いただきたい。	溶出試験とともに含有試験についても実施します。
7	動物	調査時期の「各3日」などは、連続した日を考えているのか。	基本的には連続した3日で調査を実施する予定ですが、昆虫類等で天候不純により適切な調査が実施できない場合は不連続な日になる可能性もあります。

(仮称)鳥居平・松尾工業団地造成事業に係る環境影響評価方法書
 審査会意見に対する事業者の見解

資料2-2

番号	項目	審査会(令和元年9月5日)での意見	意見に対する事業者見解
8	植物	図6-2-11の植生調査地点における具体の調査方法はどうか。	植生調査地点の選定に当たっては、日野町の現存植生図をベースに、空中写真の判読および現地踏査を実施し、植生の予備区分を行った上で各植分を代表する地点を選定します。 調査区の面積は群落の発達状況に応じて決定し、調査区内の日当たり、土壌などの立地条件を記録した後、区内に出現する植物を高木層、亜高木層、低木層、草本層の階層に分け、各階層別の高さ、全植被度を測定し、階層ごとの全出現種名を記録するとともに、Braun-Blanquet(1964)の総合判定法により、それぞれの種がどの程度の量で調査区を被っているかを判定します。
9	植物	コドラートのサイズはどの程度とするのか。	森林植生については、方形枠の一边が高木層の高さ程度(15m~20m)、草本植生については方形枠の一边が1m~2m程度を想定しています。
10	景観	景観の調査地点について、社寺や仏閣以外の調査地点はどのような観点で選定しているのか。 景観保全の観点からは、工作物を樹木でいかに遮蔽できるかが重要。植栽部分は残地部分と比べて樹木の生育が悪いこともあるということも念頭に置いた上で、景観上の懸念が生じるおそれがあるところの断面図をいくつか作成した上で、最も見えてしまいそうなところを調査地点に設定することも検討いただきたい。	ご指摘を踏まえ、当初の調査地点に加えて周辺地域から造成森林区域を透して工作物が見える断面を含む地点を追加します。
11	廃棄物	現存樹木量の推定に当たっては埋木調査を行う予定か。樹高と群度から現存樹木量を推定できるのか。	過去の事例を参考に植生調査結果から現存樹木量を推定したいと考えていますが、精度に問題があるようであれば、埋木調査の実施も検討します。
12	廃棄物	広葉樹は燃料としても有用と思われるので、すべて廃棄物として考えるのではなく、有用な樹種については有効利用する観点でも考えるべき。	有価物として売却可能な幹材については売却し、有効利用を図る予定です。枝葉や根などは廃棄物として処理を委託しますが、中間処理後に燃料や堆肥原料として有効利用が図られるよう、委託先の選定に留意します。
13	廃棄物	廃棄物の種類別の発生量を予測することは難しいと思うが、どういうケースを想定しているのか。	想定している立地企業の業種と敷地面積から発生源単位を用いて発生量を予測することとしており、立地業種と敷地面積の組み合わせで最も妥当と思われる3パターン程度のケースを想定する予定です。

(仮称)鳥居平・松尾工業団地造成事業に係る環境影響評価方法書
日野町長意見およびそれに対する事業者の見解

資料2-3

番号	項目	意見の内容	意見に対する事業者見解
1	全体	<p>本事業の実施にあたっては、各種法令等を厳守し、環境保全に配慮すること。また、法令等に基づく許認可・届出等については、関係行政機関と十分に協議を行うこと。</p>	<p>本事業の実施にあたっては、各種法令等を厳守し、環境保全に配慮します。また、法令等に基づく許認可・届出等については、関係行政機関と十分に協議を行います。</p>
2	環境影響評価区域の設定	<p>対象事業実施区域内北側の調整池は、対象事業実施区域外北側の既存造成地の造成に伴い設置されたものである。また、この既存造成地の交通は対象事業実施区域内の道路と大きく関係するなど、この既存造成地と本造成事業は一体として機能するものと考えられる。さらに、既存造成地の事業実施者は、この環境影響評価の事業者と同人であるとともに、造成時期は本造成事業と時期も近接している。 については、北側の既存造成地を環境影響評価区域に含め、一体として環境への影響を予測・評価すべきである。</p>	<p>北側の既存造成地を環境影響評価区域に含め、一体として環境への影響を予測・評価いたします。</p>
3	大気汚染・騒音・低周波騒音・振動・悪臭	<p>対象事業実施区域の南側に特別養護老人ホームが隣接しているほか、2km圏内には環境に配慮を要する施設、住宅等が数多く位置している。また、対象事業実施区域の北東側には鶏舎がある。 このため、工事中および供用時、大気汚染・騒音・低周波騒音・振動・悪臭による生活環境への重大な影響が懸念されることから、周辺的生活環境への影響を季節ごとに調査、予測および評価を行い、その結果を踏まえ周辺での影響を回避または極力低減すること。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、各々の環境要素について現況を適切に把握できるように調査を行い、事業の実施による生活環境への影響を予測・評価するとともに、その結果を踏まえ影響の回避または低減できるよう検討します。</p>

(仮称)鳥居平・松尾工業団地造成事業に係る環境影響評価方法書
日野町長意見およびそれに対する事業者の見解

資料2-3

番号	項目	意見の内容	意見に対する事業者見解
4	交通量・渋滞・道路騒音・道路振動・大気汚染	<p>国道307号線は日野町の工業地帯を南北に走っており、通勤時間帯は特に交通量が多く、渋滞が発生している。また、特に対象事業実施区域周辺はアップダウンやカーブがあるため、慢性的に交通渋滞が発生しやすい箇所である。</p> <p>本事業の工事および供用により、国道307号および特別養護老人ホーム付近の道路交通量が増加する可能性があるため、道路交通に起因する騒音、振動および大気汚染による生活環境への重大な影響が懸念される。</p> <p>交通渋滞の発生しやすい路線特徴を考慮したうえで、工業団地への進入道路を複数想定し交通量や渋滞を考慮した環境への影響を適切に予測および評価すること。また、その結果を踏まえて、影響の回避または低減を図ること。</p>	<p>大気質・騒音・振動の影響予測に当たっては、当該路線の特徴を踏まえ、工業団地への進入道路を複数想定し交通量や渋滞を考慮して環境への影響を予測・評価します。また、その結果を踏まえて影響の回避または低減を図ります。</p>

(仮称)鳥居平・松尾工業団地造成事業に係る環境影響評価方法書
日野町長意見およびそれに対する事業者の見解

資料2-3

番号	項目	意見の内容	意見に対する事業者見解
5	水質・地下水	<p>(1) 造成による土地の改変により、降雨等による濁水が対象事業実施区域内にあるため池や河川に流入する可能性があり、下流地域の農業や漁業、ため池に生息する希少動植物や生態系等への重大な影響が懸念される。また、西桜谷地区では野川を用水として環境にこだわった農作物が収穫されている。このため、工事中の土砂等の流出に伴う水質の悪化および汚濁は、農業に重大な影響が懸念される。</p> <p>ついては、濁水の流出による動植物の生息・生育や農作物への影響について調査予測および評価を行い、その結果を踏まえて水環境への影響を回避または極力低減すること。</p> <p>(2) 野川の水質調査地点は、対象事業実施区域から1,000m程度離れた下流(図6-2-4におけるNo.2)で計画されているが対象事業実施区域から当該地点までの間には既存の他の事業場からの排水が流入しており、対象事業実施区域の汚濁負荷を適切に把握することが困難と考えられる。また、対象事業実施区域の上流での調査地点が設定されておらず、対象事業実施区域から発生する汚濁負荷を適切に把握することが困難と考えられる。</p> <p>ついては、対象事業実施区域の直近上流および直近下流に調査地点を設定するなど、対象事業実施区域に起因する汚濁量を適切に把握できる地点を設定すること。</p> <p>(3) 立地する工場からの排水は、公共下水道へ放流するとされているが下水受け入れ先の状況を調査し、受け入れの可否について正確に判断し、これをもとに予測評価すること。</p> <p>(4) 地下水の利用が考えられているが揚水する地下水の量等を可能な範囲で正確に見込み、これをもとに予測評価すること。</p>	<p>(1) 造成工事に伴う濁水流出による下流河川の水質、水生生物、農作物への影響について調査・予測・評価を行い、その結果を踏まえて影響の回避または低減を図ります。なお、対象事業実施区域内に存在する2カ所のため池については、現時点の計画では埋め立てることとしていますので、希少動植物が生育・生息していた場合は消滅することになります。したがって現地調査で希少動植物が確認された場合は影響の回避または低減のための措置を講じます。</p> <p>(2) ご指摘を踏まえ、対象事業実施区域直下と対象事業実施区域の上流に調査地点を追加し、対象事業実施区域からの影響を的確に把握できるよう考慮しました。</p> <p>(3) 公共下水道の受け入れ先の状況を調査し、受け入れの可否および条件等について協議を行い、これをもとに予測・評価します。</p> <p>(4) 2本の試掘井戸を用いて揚水試験と影響圏の推定を行い、揚水可能量を把握して、これをもとに予測・評価します。</p>
6	土壌環境	<p>造成後の土地の安全を確保および確認できるように造成前後の土地の地質や地形、造成用土や造成工法等の情報について、必要に応じて提供できるようにすること。</p>	<p>造成前後の土地の地質や地形、造成用土や造成工法等の情報については必要に応じて提供いたします。</p>

(仮称)鳥居平・松尾工業団地造成事業に係る環境影響評価方法書
日野町長意見およびそれに対する事業者の見解

資料2-3

番号	項目	意見の内容	意見に対する事業者見解
7	動物・植物	対象事業実施区域およびその周辺における生物多様性の豊かさは、本町においても大変重要であるが、事業の実施に伴い減少・消失が懸念されるものもある。希少種等が確認できた場合には、慎重な対応を行うことはもちろんのこと、生態系の保全の観点から動植物の包括的な保護対策を講じること。	工事区域内に希少動植物が生育・生息していた場合は造成工事により消失または減少することになります。したがって現地調査で希少動植物が確認された場合は影響の回避または低減のための措置を講じます。また生態系の保全の観点から動植物の包括的な保護対策を講じます。
8	発生した廃棄物の処理	造成事業にあたっては多量の廃棄物の発生が見込まれる。適切な廃棄物の処理はもちろんのこと、再利用可能な廃棄物については、極力再利用すること。また、可能な限り事業区域内での再利用を進めるなど、総合的な環境負荷の削減に努められたい。	有価物として売却可能な幹材については売却し、有効利用を図る予定です。枝葉や根などは廃棄物として処理を委託しますが、中間処理後に燃料や堆肥原料として有効利用が図られるよう、委託先の選定に留意します。また対象事業実施区域内で工事に使用できる資材については可能な限り利用し、環境負荷の削減に努めます。
9	協議会の加入、設立	造成事業が進み、今後企業の進出が予想されるが、地域の窓口として、また、社会的貢献活動にも寄与いただく協議会の加入、設立に努められたい。	既存造成地および今回の造成区域に企業が立地した段階で当社も含めた協議会を設立し、地域社会への貢献に努めます。
10	地域住民などへの事業周知	(1)地域住民に対しては、説明会を開催する等、積極的に情報提供することで、事業内容や今後の手続き等を周知し、理解を得ること。 (2)近隣の工場等に対して、十分な周知を図ること。	(1)地域住民に対しては、事業計画等について説明会を開催し、周知・理解を得て事業を進めます。 (2)近隣の工場等についても、事業計画等について十分協議・周知を行います。

(仮称)鳥居平・松尾工業団地造成事業に係る環境影響評価方法書
滋賀県関係所属意見に対する事業者の見解

資料2-4

番号	項目	意見等の内容	事業者見解
1	事業計画	市街化調整区域における事業計画については、日野町建設計画課と十分に調整をしてください。	市街化調整区域における事業計画については、日野町に対して地区計画策定をお願いしております。また貴課と十分に協議、調整を行います。
2	事業計画	特定保留区域は、環境アセスメントの手続きが進み、事業の見通しが確実にになった段階で、日野町、滋賀県、および国で協議、調整を行い、解除する予定です。特定保留解除のスケジュールについては、日野町建設計画課と十分に調整をしてください。	特定保留解除のスケジュールについては、日野町建設計画課と十分に調整を行います。
3	事業計画	造成計画について「切盛バランスを図り、搬入・搬出は行わない予定」と記載されていることについて、これらが全くないことを明確に示すべきである。 搬入・搬出が全くないことが確定していない場合にあつては、これらの想定しうる最大の影響をもとに、調査および評価する必要があるのではないか。	滋賀県土地利用に関する指導要綱第5条第1項の規定による届出後、詳細な設計に入ります。その時点で土量計算を行い搬入・搬出は行わない計画とします。
4	事業計画	汚水排水計画は日野町公共下水道へ放流する予定とされているが、立地企業に対して全排水を下水へ投入することを強制できるのか。強制が可能であるかどうか明らかでない場合には、公共用水域へ放流するケースがあることを踏まえた予測評価が必要ではないか。	現在、日野町下水道課と放流可能量について協議いたしております。工場排水及び雑排水(汚水含む)については、公共下水道に放流する内容と致しております。このことは、土地販売時に重要事項説明書に記載することと致しております。

(仮称)鳥居平・松尾工業団地造成事業に係る環境影響評価方法書
滋賀県関係所属意見に対する事業者の見解

資料2-4

番号	項目	意見等の内容	事業者見解
5	環境影響評価の実施範囲	対象事業実施区域内北西側の調整池は、対象事業実施区域北側に隣接している別の開発事業に伴い設けられたものである。また当該別の開発事業は、開発時期も近接しており、開発者の本環境影響評価の事業者と同一である。については、当該別の開発事業を一体として本環境影響評価を行う必要があると考える。	既存調整池は、今回の事業に伴い一部改修を行う予定です。従いまして、既存調整池の流域を含み解析することとなり、今回の事業と当該別の開発事業について一体として環境影響評価を行いません。
6	水質	水質の現況調査において、出水時水質の調査地点No.2は、北側に隣接する工場および日野第一工業団地からの排水が流入する地点より下流である。調査は、これら工場排水の影響を排除できる事業実施区域直近でも実施すべきではないか。	ご指摘を踏まえ、対象事業実施区域直下と対象事業実施区域の上流に調査地点を追加し、対象事業実施区域からの影響を的確に把握できるよう考慮しました。
7	土壌	土壌の現況調査において、土壌(汚染)の調査地点は事業実施区域外であり、地点数は1ヶ所のみである。また、溶出試験の項目は、「土壌の汚染に係る環境基準」に挙げられているもののうち10種類が選定されている。これらの妥当性について説明されたい。	本事業では造成工事で切盛バランスを図り、工事区域からの土砂搬出、外部からの搬入は行わない計画ですので、対象事業実施区域内における造成工事に伴う土壌汚染のおそれはないと考えられます。対象事業実施区域外の調査地点については、万が一供用後において土壌汚染が発生した場合を想定し、現況把握を行うことを目的として設定したものです。溶出試験の項目については、対象事業実施区域およびその周辺においては土壌汚染のおそれがある事業等は行われておらず、地質由来または雨水経路で存在する可能性のある成分について調査することとしました。

(仮称)鳥居平・松尾工業団地造成事業に係る環境影響評価方法書
滋賀県関係所属意見に対する事業者の見解

資料2-4

番号	項目	意見等の内容	事業者見解
8	その他	<p>複数案の検討については「配慮書段階において複数案は設定しない」とされているが、土地利用等事業計画等は配慮書から方法書において大きく異なっている。このことは、配慮書段階において土地利用に関して配置等の複数案の設定が十分に可能であったことを示している。</p> <p>については、配慮書制度の主旨に鑑み、配慮書段階から方法書段階に至って変更された位置・規模および配置・構造について、環境の保全の見地からどのような検討を行った結果によるものなのか、明確に説明すべきである。</p>	<p>委員会でもご説明いたしましたとおり、現段階でご提示いたしております土地利用計画は、今後の現地調査や各関係機関等からのご意見・要件等を踏まえ、環境保全の見地から再考することとしております。</p>
9	その他	<p>本事業実施後の工作物の共用による影響評価に当たっての予測条件は、具体的にどのような立地企業、種類および敷地面積等を想定されているか。また、「複数のケースを設定して予測を行う」と記載されていることについて、準備書においては、予測条件の提示と設定根拠を明確に示されたい。</p>	<p>上記でご説明いたしておりますように、今後再考する土地利用計画に基づき、予測条件の提示と設定根拠を明確にしていきたいと思います。</p>